

平成27年5月18日
平成27年5月18日

平成27年第3回
南部町議会臨時会

会 議 録

南部町告示第36号

平成27年第3回南部町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成27年5月7日

南部町長 坂本 昭文

記

1. 期 日 平成27年5月18日

2. 場 所 南部町議会議場

3. 付議案件

報告第2号 専決処分の報告について

報告第3号 専決処分の報告について

報告第4号 専決処分の報告について

議案第41号 専決処分の承認を求めることについて

議案第42号 専決処分の承認を求めることについて

議案第43号 専決処分の承認を求めることについて

議案第44号 専決処分の承認を求めることについて

議案第45号 専決処分の承認を求めることについて

議案第46号 専決処分の承認を求めることについて

議案第47号 平成27年度南部町一般会計補正予算（第1号）

○開会日に応招した議員

白川立真君

三鴨義文君

米澤睦雄君

板井隆君

植田均君

景山浩君

杉谷早苗君

青砥日出夫君

細田元教君

石上良夫君

井田章雄君

亀尾共三君

真壁容子君

秦伊知郎君

○応招しなかった議員

なし

平成27年 第3回(臨時)南部町議会会議録(第1日)

平成27年5月18日(月曜日)

議事日程(第1号)

平成27年5月18日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 報告第2号 専決処分の報告について
- 日程第5 報告第3号 専決処分の報告について
- 日程第6 報告第4号 専決処分の報告について
- 日程第7 議案第41号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第8 議案第42号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第9 議案第43号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第10 議案第44号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第11 議案第45号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第12 議案第46号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第13 議案第47号 平成27年度南部町一般会計補正予算(第1号)

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 報告第2号 専決処分の報告について
- 日程第5 報告第3号 専決処分の報告について
- 日程第6 報告第4号 専決処分の報告について
- 日程第7 議案第41号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第8 議案第42号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第9 議案第43号 専決処分の承認を求めることについて

日程第10 議案第44号 専決処分の承認を求めることについて

日程第11 議案第45号 専決処分の承認を求めることについて

日程第12 議案第46号 専決処分の承認を求めることについて

日程第13 議案第47号 平成27年度南部町一般会計補正予算（第1号）

出席議員（14名）

1番 白川立真君	2番 三鴨義文君
3番 米澤陸雄君	4番 板井隆君
5番 植田均君	6番 景山浩君
7番 杉谷早苗君	8番 青砥日出夫君
9番 細田元教君	10番 石上良夫君
11番 井田章雄君	12番 亀尾共三君
13番 真壁容子君	14番 秦伊知郎君

欠席議員（なし）

欠員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	唯清視君	書記	岩田典弘君
		書記	杉谷元宏君
		書記	小林公葉君

説明のため出席した者の職氏名

町長	坂本昭文君	副町長	陶山清孝君
行財政改革推進室長	三輪祐子君	企画政策課長	上川元張君
防災監	種茂美君	税務課長	伊藤真君
町民生活課長	山根修子君	健康福祉課長	山口俊司君
福祉事務所長	頼田光正君	建設課長	芝田卓巳君
産業課長	頼田泰史君		

午前10時00分開会

○議長（秦 伊知郎君） 定刻になりましたので、会議を開催したいと思います。最初に御礼をもって始めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これより会議を開きます。

ただいまの出席議員数は14名です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、平成27年第3回南部町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（秦 伊知郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、次の2人を指名いたします。

1番、白川立真君、2番、三嶋義文君。

日程第2 会期の決定

○議長（秦 伊知郎君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、1日間と決定いたしました。

日程第3 議事日程の宣告

○議長（秦 伊知郎君） 日程第3、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第4 報告第2号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第4、報告第2号、専決処分の報告についてを議題といたします。

町長からの報告を求めます。

副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 副町長でございます。それでは、報告第2号を御説明いたします。

専決処分[○]の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により南部町長の専決事項として指定された事項について、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを議会に報告するものでございます。

専決処分書。地方自治法第180条第1項の規定により、南部町長の専決事項として指定された事項のうち、和解及び損害賠償の額を確定することについて、次のとおり専決処分をする。平成27年4月の22日でございます。

1番、和解の相手方、住所、団体、氏名については記載のとおりでございます。2番、損害賠償の額、8,957円。3番、和解の趣旨、平成27年1月9日、町道諸木丸山線において刈払機によるのり面除草作業をしていたところ、その際、誤って道路沿いにある中国電力株式会社鳥取営業所の管理する電柱のアース線とアース線カバーを破損した。このため、和解の相手方に修理に要した費用相当額8,957円を賠償金として支払い、和解しようとするものでございます。

以上、専決をいたしました。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 以上で、報告第2号、専決処分の報告についてを終わります。

日程第5 報告第3号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第5、報告第3号、専決処分の報告についてを議題といたします。

町長からの報告を求めます。

副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 続きまして、報告第3号でございます。専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により南部町長の専決事項として指定された事項について、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを議会に報告するものでございます。

めくっていただきまして、専決処分書を読み上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、南部町長の専決事項として指定された事項のうち、独立行政法人通則法の一部改正に伴い、当該法令の条項及び用語を引用する規定を整理するため、南部町情報公開条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をするというものでございます。

めくっていただきまして、条例の改正についてでございますが、先ほどありましたように法令の改正に伴いまして第2条第2項に規定する特定独立行政法人、行政法人法が変わりまして、この

中で行政執行法人という名称変更によりまして変更をするものでございます。

なお、執行の日には、27年4月1日の執行としております。よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 以上で、報告第3号、専決処分の報告についてを終わります。

日程第6 報告第4号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第6、報告第4号、専決処分の報告についてを議題といたします。

町長からの報告を求めます。

副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 報告第4号を御説明いたします。専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により南部町長の専決事項として指定された事項について、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを議会に報告するものでございます。

めくっていただきまして、専決処分書を読み上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、南部町長の専決事項として指定された事項のうち、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正に伴い、当該法令の用語を引用する規定を整理するため、南部町手数料徴収条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をするものでございます。

内容につきましては先ほどと同じでございまして、用語の整理でございまして、改正内容につきましては、次ページに条例の一部改正また新旧対照表がございまして、用語整理の位置を御確認ください。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 以上で、報告第4号、専決処分の報告についてを終わります。

日程第7 議案第41号

○議長（秦 伊知郎君） 続いて、日程第7、議案第41号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 議案第41号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告して承認を求めるものでございます。

2 ページ、専決処分書を読み上げます。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、南部町税条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。平成 27 年 3 月 31 日付でございます。

なお、詳細につきましては、担当課長のほうから御説明いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 税務課長、伊藤真君。

○税務課長（伊藤 真君） 税務課長です。南部町の税条例の一部改正について御説明いたします。

まず、お手持ちのほうに改正条例の新旧対照表というのがお配りしてあると思います。そちらを御用意ください。そうしますと、まずその中に入っていき前に、改正の主な内容についてざっと説明をしてからそちらのほうに入っていきたいと思います。

まず、主な内容ですけれども、個人住民税関係では、個人住民税における住宅ローン控除の特例の適用期限が平成 29 年末までとなっておりますが、消費税率の 10% への引き上げが変更となりましたので対象期間が平成 31 年 6 月 30 日まで、1 年半延長となる改正が行われました。

次に、ふるさと納税の拡充も行われております。ふるさと納税の拡充は、特例控除の上限を個人住民税所得割の 1 割から 2 割に拡充されます。これは平成 28 年度以降の個人住民税に適用されます。さらに、ふるさと納税のワンストップ特例制度が創設されました。これは確定申告不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合、確定申告をせずに控除が受けられるようになります。これは平成 27 年 4 月 1 日以降に行われる寄附について適用されていきます。

次に、法人町民税関係におきましては、資本金等の額の定義が変更されました。

その次、軽自動車税については、原動付自転車、二輪及び小型特殊自動車に係る税率の引き上げを平成 27 年 4 月 1 日としておりましたけれども、平成 28 年 4 月 1 日に 1 年延期されました。という改正が行われております。

その次に、平成 27 年度に新規取得した一定の環境性能を有する軽四輪車等について、その燃費性能に応じたグリーン化特例が導入されます。これは平成 28 年度分にのみ適用されるということの改正が行われております。

その次、たばこ税ですけれども、旧 3 級品の製造たばこ、エコー、わかば、しんせいなどに係る特定税率を段階的に廃止するという改正が行われております。これは平成 31 年 4 月 1 日までで廃止を順次段階に行っていくというような改正です。

そうしますと、新旧対照表のほうに入らせていただきます。まず、23 条は、恒久施設の定義を法人税法に基づいて行っておりましたけれども、法人税法のほうも改正が行われて地方税法

のほうで新たに定義づけをして、条項をそのアンダーラインで引いておりますけども、第29条第1項第14号に規定をしていったというような改正でございます。

その次、31条でございますけども、これは先ほど説明いたしました資本金の定義を変更するものでございます。

次、はぐっていただきまして、2ページ目でございます。33条でございます。33条は、所得税における国外転出時課税の創設に伴うもので、新たにここで所得課税ができるというような改正でございます。これは日本で株式等を持っておりまして、転出してキャピタルゲインの非課税国へ行ってから売却するというようなことを今まで課税できなかったんですけども、これが課税できるようになるような改正でございます。

次は、3ページの寄附金控除、34条の7の下のほうですけども、これは鳥取県がその四角で囲んであります特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会を個人県民税の控除特例の対象となるように指定したことに伴って、町もあわせてこれを指定していくというようなものでございます。

その次、36条の3の3からずっと行きまして6ページまでは、条文の改正があつて項ずれが生じておりますので、その修正を行うような改正になっております。6ページ目では、そういう改正でございます。

次、6ページの下のほうでございます。7条の3の2でございますけども、これは先ほど御説明いたしました住宅ローン控除の特例の延長に係るものでございます。平成31年まで延長になったということでございます。

次、7ページ、真ん中ほどの第9条のあたりですけども、ふるさと納税に関する先ほど説明いたしました拡充に関することでございます。

続きまして、はぐっていただきまして、8ページ目の中ほど、第11条あたりでございますけども、これは評価がえの時期に土地の負担調整について、平成26年度の制度を継続して行うような措置がここでとられております。

ずっとはぐっていただきまして、12ページ目でございますけども、軽自動車の税率の特例ということでお手持ちのほうにお配りしておりますけども、自動車税の変更ですね、平成28年度から。そちらのほうがお手元のほうに届いておるかと思っておりますけども、これが時期が平成28年度から適用になったりというようなことと、あと13ページはグリーン化特例の関係で、上から75%、50%、25%のグリーン化特例の税率に伴う金額をそこに掲載してございます。

続きまして、14ページでございますけども、ここでたばこ税の特例が廃止になるというもので、削除にさせていただいております。

以上、南部町の税条例の一部改正の説明を終わります。御審議、よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 内容についての説明を受けましたが、これに対して質疑はありますか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 新旧対照表のところで教えてください。1つ目に、課長が言われた法人町民税の資本金の定義が変わってくるのだというところで、2ページを説明されたんですね。それで、この資本金等の定義が変わって南部町ではどのような影響があるのかということなんです。それで、これ読んで定義が変わったというんですけど、私どのように変わったかよくわからないので、もうちょっとわかりやすく説明していただきたいということと、町での影響についてはどうなのかということですね、この定義が違って。

それと、もう一つは、ふるさと納税のところ。このふるさと納税しやすくするように1割から2割に上げたとか、確定申告のときでも便宜を図るということが新聞紙上等でも報道されていて、ふるさと納税を促進する方向に動いているわけですね。これの成果というのは後で出てくると思うんですけども、南部町にとってみればこれまでふるさと納税で入ってきたの寄附金でわかるんですけども、南部町のほうから出ていっているものについて幾らかというのつかんでいるかということ、今回の一般的にはふるさと納税が促進するという改定なんですけれども、南部町にとってはどうなのかというふうに考えているのかということをお聞かせください。

○議長（秦 伊知郎君） 答弁を求めます。

税務課長、伊藤真君。

○税務課長（伊藤 真君） 税務課長です。まず、資本金の定義でございますけども、資本金の定義は資本等の額が資本金プラス資本準備金を下回る場合は、資本金プラス資本準備金を用いることとされたというように、定義が統一されて使われるようになったということでございます。この影響については把握しておりません。

その次、ふるさと納税でございますけども、これについても南部町でどれくらい影響があったかというのは把握しておりませんので、申しわけございません。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 2つ目のふるさと納税の影響については、金額出ますよね、出ると思うんですよ、それをまた教えてください。出なければ、このふるさと納税が南部町にとってどうだったのかということ、金額つかんでどうなのかということ出ないと、今後とも取り組みたいとかいろいろお土産とかするのにも説得力がないと思いませんか。そういう点で、ぜひ聞かせてほしいと。今、できないということですね。

最初の法人の資本金の定義の問題は、これは言葉の定義が変わっただけで内容については何ら影響力はないですよということなんですか。それで、町の法人についてはこのようなことで影響が出るということはないというふうに聞いてていいのかということなんですよ。私たちは、税条例全部、国の地方税法が変わったらこんなふうに変えますよね。その影響が町にとってどうだったのかということ見えてこない、審査しとっても何のこともなく専決でなってしまうということになるものですから影響どうかということを知っているわけですが、その点についてお聞かせ願いたいと思います。わかりません、つかんでいないということですか。

○議長（秦 伊知郎君） 挙手をして答弁をしてください。

税務課長、伊藤真君。

○税務課長（伊藤 真君） 税務課長です。まだ数字については把握しておりませんので、調査いたしたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 私たちが3日ほど前にいただくわけですね。見たときに、例えばこういうのいつも専決でやるわけですよ。なかなか議員にとっては勉強する場がないんですけども、この地方税法が改正することによって町税がどう変わるのかということを知る機会はこちらでしかないわけですね。そういう意味でいえば、今回が改定されることによって町税に対してどのようなところに影響出てくるのかというのは、少なくともそういう報告がほしいということです。恐らくこれ賛成しようが反対しようがもう専決通ってしまうんですよ。そういうことになれば今回どのように変わってくるのか、町にとってはこういうふうにメリットがある、デメリットがある、金額どれぐらいになるということも今後出してほしいと思いますし、今回の税条例改訂に当たってどのような影響額が出るかということ、後で報告いただきたいということを議長、よろしいでしょうか。そのことを再度求めておきます。

○議長（秦 伊知郎君） 執行部に申し入れしておきます。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第41号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

議案第41号は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり承認されました。

日程第8 議案第42号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第8、議案第42号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 引き続きまして、議案第42号でございます。専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告して承認を求めます。

めくっていただきまして、専決処分書でございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、南部町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。平成27年3月31日付でございます。

なお、詳細につきましては、担当課長から御説明いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 税務課長、伊藤真君。

○税務課長（伊藤 真君） 税務課長です。南部町国民健康保険税条例について御説明いたします。

まず、先ほどと同じように新旧対照表をお開きいただけますでしょうか。このたびの主な改正でございますけども、新旧対照表19ページでございます。第2条で、課税の限度額の引き上げを行っております。51万から52万、16万から17万、14万から16万円と、それぞれ2項、3項、4項での課税限度額の引き上げを行っております。

23条については、低所得者対策の拡充ということで、2割軽減、5割軽減の限度額を45万から47万、5割軽減は24万5,000円から26万円引き上げを行って拡充をしたというような改正でございます。

以上、説明を終わらせていただきますので、御審議、よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 提案に対して質疑はありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 新旧対照表で説明されましたから新旧対照表の第2条、いわゆる国保、後期高齢者支援金、介護納付金、それぞれ最高限度額を引き上げるという内容ですよね。これでした場合、後期高齢者は上がるんですけども、国保で介護納付金を払っているところはですね、少なくとも最高限度額が3万上がってくるわけですね。ここで質問ですが、南部町では今回、平成26年度になりますね、最高限度額の対象となる世帯は何世帯なのか、これ前回聞いていますね。

それから、最高限度額を払っている御家庭の所得は幾らぐらいか。なぜかと言いますと、国保はいわゆるこの中に4方式のうち均等割があるということは、どうしても私たちが、最高限度額に達する人たちが所得がすごく多いというよりは、家族が多い方がここに該当する場合があるわけなんです。そういうところを見れば、とても所得が多いから限度額を引き下げようかではなくて、子供たちや人数が多くなってふえてくる場所あるわけですね。それを考えた場合、1つの方法として限度額を引き上げなければ、ほかの国保のところでは上げなきゃならないというんですけども、少なくとも大変で払っているところに対しての負担増になるわけですね。それをお聞きしますので、世帯数の数と限度額の所得について、その所得も最低所得わかりませんか。毎回聞いていますよ、どうでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 暫時休憩いたします。

午前10時29分休憩

午前10時45分再開

○議長（秦 伊知郎君） それでは、再開いたします。

休憩前に真壁議員からの質問に対して、答弁よろしく願いいたします。

税務課長、伊藤真君。

○税務課長（伊藤 真君） 税務課長です。真壁議員の質問にお答えしますが、件数のみ把握してまして、所得については今調査中でございますので、お許してください。

そうしますと、件数についてお答えします。まず、医療分でございますけども、変更前13世帯ございましたのが、変更後12世帯に変わりました。後期高齢分でございます。変更前が38世帯、変更後が29世帯。介護分でございます。変更前が13世帯、変更後が8世帯というふうになっております。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） よろしいですか。ほかに質疑はありますか。真壁議員、ありますか。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 今回の限度額の変更によって対象の世帯が変わるということがわかったわけですが、今回の限度額の引き上げで保険財政としては対象が減るわけですから…
…財源に対する影響ですか、トータルとしてこの変更によって財源がどんだけ変更になるか、その点についてよろしくお願いします。

○議長（秦 伊知郎君） 税務課長、伊藤真君。

○税務課長（伊藤 真君） まず医療分については、増減といたしましては34万7,000円の減になります。後期高齢分は10万7,000円の増、介護分については12万3,000円増となりまして、トータルでは11万7,000円の減というふうに報告を受けております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 普通単純に考えると、課税最高額を引き上げれば財源がふえるというふうに、私、普通に考えるんですけど、この試算でいきますと11万7,000円の減ということですけども、結局、今回の最高額の引き上げというのは財源をふやすという目的ではないんでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 税務課長、伊藤真君。

○税務課長（伊藤 真君） 課税限度額の引き上げと軽減対象の拡大ということで、上げて下げるといようなバランスを最終的に見たところ、今言ったような説明になったということでございます。

○議長（秦 伊知郎君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） もう一度聞きますが、最初の質問の医療分として34万7,000円と、後期高齢分と介護分で、それぞれ先ほど答弁していただいた数字というのは、最高限度額を上げた影響と、それから、軽減措置をトータルで計算した影響なんでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 税務課長、伊藤真君。

○税務課長（伊藤 真君） そうでございます。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 議案第42号、専決処分の承認に反対です。

中身は、国民健康保険税の最高限度額を上げるということと、低所得者の減額というのが出てきているんですね。2つ目の点については賛成ですが、この3つの国保、それから介護納付金、後期高齢者、それぞれ最高限度額を上げていくという内容です。これについては、質疑の中でも述べさせていただいたのですが、南部町の場合はこの最高限度額に達してくるというところの世帯というのは、世帯の人数が多いところが多いわけですよ。もし違うというのであれば、だから、それ出してほしかったんですけども、人数が多くなって限度額に達してくるということもあるわけです。そういうことを考えたら、負担増というのは否めない事実だというふうに思います。それで、これは国の制度の中で限度額を引き上げていっているのですが、毎年のごとく上げていくわけですよ。この根拠どこにあるのか、こんなに大変なときに。

それと、もう一つは、国の制度だからやらなければならないというふうに思うのかもしれませんが、大都市圏のように限度額を超えてでも負担ができる、いわゆる高額世帯が多いところとうちの町のようにやっぱり違いますよね。そういうことを考えたときに、一律にこれが適当なのかどうかということの判断が要するというふうに思うのですよ。

執行部に当たっては、この世帯が医療で12世帯、そんなに多くはないと思いますが、裏を返せば多くないところで限度額の1万、2万を引き上げても、先ほど植田議員が求めたように全体の額から見たら影響がそんなにあるとも思えないわけですよ。そういう意味でいえば、この限度額を上げずに負担増にならないような措置をとるべきだということを指摘して反対をいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） これは地方税法の改正に基づくものでして、確かに今、真壁議員が言われましたように我が町にはこのような高額、だんだんと上がって影響というのはあんまり、だんだんと世帯が少なくなるような影響はあります。これをなしにしてしまえば、なしじゃなしにもとのこんなに上げないようにもとにしたいんですけども、成ればまた国保の低減のこともありましてしっぺ返しじゃないですけど、交付税が減額になることもあるし、地方税法を曲げてでもこういうことが、私たち市町村でできるのかという疑問もあります。確かに12世帯の方には申しわけございませんけども、あと軽減のこともあります。第23条からそのように低所得者対策については、これについての恩恵もありますので、これについては賛成いたします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに賛成、反対の御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第42号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

反対、賛成の御意見がございました。起立によって決したいと思います。

議案第42号は、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり承認されました。

日程第9 議案第43号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第9、議案第43号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 議案第43号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告して承認を求めるものでございます。

めくっていただきまして、専決処分書を読み上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成26年度南部町一般会計補正予算（第8号）について、次のとおり専決処分をする。平成27年3月31日付でございます。

内容につきましては、担当課長から説明いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 行財政改革推進室長、三輪祐子君。

○行財政改革推進室長（三輪 祐子君） 行財政改革推進室長でございます。お手元に配付しております別冊の平成26年度一般会計補正予算書で御説明いたしますので、御用意ください。

表紙をめくっていただきまして、1ページ目でございます。

議案第43号

平成26年度南部町一般会計補正予算（第8号）

平成26年度南部町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ127,453千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,350,885千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成27年3月31日

専決 南部町長坂本昭文

予算書の5ページ目をお開きください。第2表の繰越明許費補正でございます。

まず、1の繰越明許費の追加でございます。2款総務費、1項総務管理費、がんばれふるさと寄付金事業、354万1,000円。

3款民生費、2項児童福祉費、とっとり多子世帯応援クーポン券発送事業、17万8,000円。

合計371万9,000円の追加をお願いするものでございます。

これはがんばれふるさと寄付金事業につきましては、9月補正において寄附金の受け付けシステム導入の費用を予算計上させていただきましたが、その後、平成27年度税制改正において寄附金控除の特例制度ができたため、このたびの導入するシステムにおいてもこの制度に対応させるため全額繰り越しをするものでございます。

また、その下のとっとり多子世帯応援クーポン券発送事業でございますが、クーポン券の発行は鳥取県でございますが、該当者への発送は町が行うことになっております。そのため、発送は4月となっているため繰り越しをお願いするものでございます。

次に、2の繰越明許費の変更のほうを説明させていただきます。3款民生費、1項社会福祉費、事業名、灯油購入費助成事業、補正前の額611万6,000円、補正後の額381万4,000円でございます。こちらの事業は、対象世帯数や灯油の単価などを2月補正において予算計上いたしておりましたが、そのときと差額が生じたため230万2,000円の減額補正をお願いするものでございます。

次にその下、6款商工費、1項商工費、事業名、プレミアム商品券発行事業、補正前の額2,216万9,000円、補正後の額2,445万2,000円に変更するものでございます。こ

の事業におきましても2月補正で予算計上させていただきましたが、事業内容を精査した結果、さらにスタンプラリーの実施や発行初日などの警備費用などが必要となったため、228万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、はぐっていただきまして6ページ目でございます。第3表、地方債補正でございます。変更といたしまして、起債の目的として公共土木施設災害復旧事業債の限度額を190万円から120万円に減額するものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更はございません。

続きまして、14ページをお開きください。歳出予算のほうから事項別明細を使って御説明をさせていただきます。まず、2款総務費、1項総務管理費、9目公共施設整備基金費、1億5,400万円を補正いたしまして、1億5,907万4,000円とするものでございます。これはこのたびの補正予算で生じた収支の差額を公共施設整備基金へ積み立てを行うものでございます。

その下、15目さくら基金費、2,125万7,000円を補正いたしまして、5,381万7,000円とするものでございます。これはふるさと寄付が見込みより多かったため増額分を予算計上し、基金へ積み立てるものでございます。

その下、16目企画費、497万5,000円を減額いたしまして、4億2,601万3,000円とするものでございます。主なものといたしましては、空き家一括借上げ事業506万7,000円の減でございます。これは借り上げた家の修繕が必要なかったことと、5軒の借上げを26年度は予定しておりましたが2軒の実施であったことにより、減額補正をするものでございます。

15ページをお開きください。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費でございます。230万2,000円を減額いたしまして、3億9,139万8,000円とするものでございます。こちらは先ほど繰越明許費補正で御説明をいたしました灯油購入費助成事業を減額補正するものでございます。

16ページにお進みください。5款農林水産業費、1項農業費、5目農業振興費、1,043万円を減額いたしまして、1億197万9,000円とするものでございます。主なものといたしまして、集落営農体制強化支援事業275万5,000円の減、がんばる地域プラン支援事業278万1,000円の減でございます。これはいずれも事業費の確定により減額するものでございます。

その下の2項林業費、2目林業振興費、907万8,000円を減額いたしまして、3,25

5万2,000円とするものでございます。主なものとしては、竹林整備事業費201万6,000円の減、被害松林等樹種転換促進事業313万8,000円の減、みんなで活かす森林資源活用事業201万2,000円の減でございます。こちら事業費等の確定により減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、17ページをお開きください。6款商工費、1項商工費、1目商工振興費、228万3,000円を補正いたしまして、3,401万8,000円とするものでございます。こちら先ほど繰越明許費補正のほうで御説明いたしましたが、事業内容を精査した結果、必要な費用が出てきたため補正をお願いするものでございます。

続きまして、8款消防費、1項消防費、1目非常備消防費でございます。329万8,000円を増額補正いたしまして、3,102万3,000円とするものでございます。これは消防団員の退職がございました関係で、退職報償金を支払うために補正をお願いするものでございます。

18ページに移ります。10款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、4目農地等小災害復旧費、338万9,000円を減額いたしまして、101万1,000円とするものでございます。この目では、農地災害復旧事業は事業実績による減額、農業水路等災害応急対策事業を今年度は応急対応の事案の発生がなかったため、全額減額補正するものでございます。

その下の2項公共土木施設災害復旧費、2目河川災害復旧費でございます。277万9,000円を減額いたしまして、388万1,000円とするものでございます。これは事業が完了したため、実績により減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、歳入のほうの御説明をさせていただきますので、9ページにお戻りください。初めに、2款地方譲与税から、次のページの8款自動車取得税交付金につきましては、額の確定による増減額の補正をいたしております。よろしく申し上げます。

その下の10款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税でございます。3億4,816万3,000円を増額いたしまして、35億7,841万1,000円とするものでございます。これは特別交付税の交付決定額が3月末で確定いたしましたので、増額補正をお願いするものでございます。

次に、2段下の14款国庫支出金、1項国庫負担金、2目災害復旧費国庫負担金でございます。444万2,000円を減額して、1,000円とするものでございます。これは先ほどの歳出予算の一番最後のほうで御説明をした河川災害復旧費でございますが、事業完了はいたしましたが負担金のほうは国の事業費調査終了後でないとう交付がされません。そのため、年度内には交付がないため、今年度は減額補正をお願いするものでございます。

次に、11ページをお開きください。中ほどの15款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金でございます。188万4,000円を減額して、6,927万1,000円とするものでございます。内訳といたしましては、鳥取県市町村交付金は額の確定による121万1,000円の増額、鳥取県移住定住推進交付金は空き家一括借上げ事業に充当しておりましたが、空き家一括借上げ事業において対象となる修繕がなかったため、309万5,000円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、4目農林水産業費県補助金でございます。1,040万4,000円を減額して、1億3,984万7,000円とするものでございます。主なものといたしまして、集落営農体制強化支援事業費補助金183万6,000円の減、がんばる地域プラン支援事業148万2,000円の減額、担い手への農地集積推進事業費補助金175万円の減額、竹林整備事業補助金201万6,000円の減額となっております。

12ページに移ります。9目災害復旧費補助金でございます。103万4,000円を減額して、787万9,000円とするものでございます。これは農地災害復旧事業費補助金、農業用施設災害復旧事業費補助金につきましては、事業完了いたしました但し事業費調査後に一部の補助金が交付されるため、年度内に交付がされない部分を減額補正するものでございます。

その下の17款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金でございます。9万9,000円を増額して、10万円とするものでございます。これは株式会社寿電気より10万円の一般寄附を受けましたので、補正をお願いするものでございます。

次にその下、2目がんばれふるさと寄付金でございます。2,125万7,000円を増額いたしまして、3,125万7,000円とするものでございます。これは3月末におきまして年度内の寄附金額が確定いたしましたので、増額補正をするものでございます。

その下、18款繰入金、2項基金繰入金、2目減債基金繰入金でございます。2億1,659万7,000円を減額いたしまして、ゼロとするものでございます。これは基金を繰り入れる必要がなくなりましたので、減額をさせていただくものでございます。

次に、20款諸収入、5項雑入、5目雑入でございます。350万5,000円を増額いたしまして、9,868万6,000円とするものでございます。主なものといたしましては、消防団員の退職報償金329万8,000円の増額、生活保護費返還金112万3,000円の増額、空き家活用住宅利用料116万3,000円の減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、はぐっていただいて、13ページでございます。21款町債、1項町債、8目災害復旧事業債でございます。70万円を減額いたしまして、550万円とするものでございます。

これは事業費の確定により起債のほうを減額補正をするものでございます。

最後に19ページ、飛んでお開きください。特別職の給与費明細書でございます。これは今回工業統計調査員の報酬を3,000円減額補正をいたしましたので、報酬の欄の補正後の項目に減額後の額を計上してございますので、よろしく願いいたします。

最後に20ページをごらんください。地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。このたびの起債の変更によりまして、災害復旧費で今年度の起債見込み額が550万円となり、合計の見込み額は8億7,130万円でございます。それに伴い、年度末残高も変更になっておりますので、よろしく願いいたします。

以上、御説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 提案内容について説明を受けました。質疑はありますか。

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 1点だけ教えていただきたいと思いますが、中身見ましたらほとんどこれが実績に伴う中身でございます。1つが交付税が地方交付税で、特別交付税が3億4,800万入ってますね。これが入ったおかげで減債基金2億1,600万入れなくてよくなったんですが、もしこのときに特別交付税3億4,800万が、もしものときに入らなかったら大変と言えおかしいんですけど、この減債基金がなくなったというあんばいだと思いますが、この特別交付税の3億4,800万を見込みがあったと思いますけども、具体的にはどのようなことをされてこのような交付税が入るような仕掛けをされたのか、ちょっと教えていただけませんか。

○議長（秦 伊知郎君） 行財政改革推進室長、三輪祐子君。

○行財政改革推進室長（三輪 祐子君） 行財政改革推進室長でございます。どういった方法で特別交付税を確保したかということだと思っておりますが、特別交付税のほうの内訳のほうを簡単に説明させていただきますと……（「あれ資料があるだろ、出してもらうと一番はやい」と呼ぶ者あり）いいですか。今年度は簡単に言いますと、特別交付税のほうは平成25年度と比較しますと2,459万1,000円減額になっております。この要因といたしましては、25年度は南部町は災害の被害が大きかったため、特別交付税の措置が災害の関係で4,000万来ておりました。しかし、26年度は余り大きな災害がなかったためにこの部分がほとんど減額になっております。実際は4,000万減るところでしたが、特殊財政事情、激変緩和ということで2,000万の減額にとどまっておりますので、よろしく願いいたします。先ほど細

田議員が言われましたが、内訳はありますので、資料のほうは議長を通じて御提供させていただきます。

○議長（秦 伊知郎君） 後日、資料のほうをよろしく願います。

ほかにございますか。

4番、板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） 4番、板井隆です。私は、産業面で質問させてやってください。資料の20ページ、竹林整備事業のほうなんですけれど、これは県の森林保全税、環境保全税ということで県の100%の補助なんですけれど、当初の予算が540万で、減額の201万6,000円となっています。これは例えば県の範囲があって、町としてはこのくらいの分担し方もえなかったのか、それとも町としての事業がなかったのかということと、それとも一つ、次の21ページ、樹種転換の関係です。松くい虫の被害のあった松を伐採して樹種転換をしていくという推進。これは町の単独事業なんですけれど、こういった事業が軒並みに予算が削られてると、事業の進捗が悪かったということなんですけど、その点について説明をしていただければと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 産業課長、頼田泰史君。

○産業課長（頼田 泰史君） 産業課長でございます。最初の20ページの竹林整備の関係ですけども、これは当初の段階では伐採面積が3.5ヘクタールを予定しておりましたけども、書いておりますように2ヘクタールに減りましたということでございますし、それから、搬出用の作業路を400メートルほどつけるという計画にしておりましたけども、これはつけなくてもよくなったために事業費が減額になったというふうな内容でございます。

それから、次の21ページのほうの被害松林の樹種転換事業なんですけども、これは単純にその事業の希望がなかったといえますか、需要がなかったということで減額させていただくという内容になっております。よろしく願います。

○議長（秦 伊知郎君） 4番、板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） 引き続き、質問させてください。まず最初なんですけど、予定していてなくなったということなんですけれど、例えば竹林整備とかって結構、各集落でそういった要望してるところがありますよね。あると思うんですけど、計画でこれがだめになったのがいつだめになったのかはわからないんですけど、もしそういったことであれば次のところという計画的なことはできなかったのかということと、それからもう1点、クヌギのほうですけど、やはり樹種転換ですけどPR不足なのか、町民に林業に対する保全というか、

そういった意識が少ないのか、その辺をどういふふうに見ておられるのでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 産業課長、頼田泰史君。

○産業課長（頼田 泰史君） 最初の竹林整備のほうなんですけども、これはそういう便利なよ
うになると一番よろしいんですけども、年度当初に予定した地区でその増減しかさせていた
だけなくて、そこが減ったので次のところということにはなかなかならないような固いシステ
ムになっておまして、そういうことでこの26年は三崎地区をやったんですけども、三崎地
区のほうのそういうことで、いろんな事情があつて事業費のほうが減ったということでござ
います。

それから、松林のほうは両方だと思つております。PR不足もありますし、やっぱり松が枯れ
てからしばらくたちますので、なかなかそういう元気のある造林をしてやろうという方もなか
か少ないということでございますので、課のほうとしましてはPRはしていかなきゃいけないと
いふふうと思つておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにございますか。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番、亀尾です。この補正予算についてお聞きしますので、
よろしくお願ひします。先ほど板井議員からもあつたんですけども、林業関係ですね、山の関
係。それもそうですけども、もう一つ、農業関係が軒並み減額になっておりますね、見ますと。
これはやはり何が思つてるんでしょうか。今、休耕の田んぼありますね、そういう中でむしろ
積極的にやっぱりやるべきだと思ふんですけども、財源のこと、それぞれ農家の負担のことを
考えたりすると、なかなか出せないという状況だと思ふんですけども、私は、これについて今
後もこういう方向が続くのではなからうかというぐあいには予測するわけなんです、町長に伺
いますが、これについてどこがこういう原因になつてるんで、私とすればこれ要求になつてし
まうんでそこが勇み足かましてませんけども、やはり国や県が考えた補助金以上に上乘せして
いかなければ本当に衰退していく、集落がなくなっていくというような状況も生まれるんでは
なからうかと思ふんですが、その点についてお聞きしますので、よろしくお願ひします。

○議長（秦 伊知郎君） 産業課長、頼田泰史君。

○産業課長（頼田 泰史君） 産業課長でございます。今回の減額になっております内容は、議
員が言われるような原因とはちょっと違つておまして、例えば機械を買うようにしておつた
機械がきちつと、最初の段階では1社でどれくらいだということ申し出があつて予算要求を
するわけですけども、いざ買う段階では3社程度できちつとした見積もりをされますので、そ

ういうことで減額になったというものもございますし、それから、中には親元就農事業というのがございますけども5年間事業をする自信がなくなったので、申請はしたけども取り下げさせていただきますとかというものと、個々の事情がありまして、全般的に議員が思っておられるような農業の抱えている事情によって云々ということではなくて、それぞれの事業の精査の結果、例えば先ほど言いました機械が安くなったとか、施設が小規模で済んだとか、そういうことによる減額だというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（秦 伊知郎君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 今、課長から答弁いただいたんですけども、確かに当初の見積もりと比べて実勢やってみたらそれだけのお金が必要でなかったとかということあると思います。ただ、私が思うのが、ほかに振興費とかそういうものがありますね、それから耕作放棄地の再生事業、そのようなことがありますね。ということは、つまるところ見積もった段階が全額そう減ったという分もあると思うんですけども、やはり将来の農業に対するやる意欲というものがやっぱり薄れているんじゃないかと思うんですよ。そこで最初の質疑をかけたんですけども、やはり独自の取り組みというものが必要ではないかと思うんですが、その考えについてお聞きするんですがどうなんでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 副町長でございます。農業の衰退は、ひいては集落や地域の衰退につながりますので、今、議員がおっしゃられたように荒廃農地等が出ないように、また水路や農道等が将来にわたって維持管理できるようにという思いは共有できるものだと思います。

多面的機能交付金であったり、中山間が法整備化をされました。南部町は、県内ではそう悪い加盟率、推進率ではございませんけれども、全体を通じて50%を目標に取り組んでいるところでございます。しかし、ここの中の一番の……直接支払いですよ、農家に対する直接支払いと、今、産業課長が言いましたのは特定のこれから担っていこうという方々には県の補助金等がありますけれども、一般の農家には今もうそういう直接的な補助は基本的にございません。したがって、そういう大型の法人等を使いながら地域を守っていこうという方と、それから、集落を挙げて農業を守っていこうという部門と、これ二段仕立てで今やろうとしています。亀尾議員が言われますように集落の衰退であったり、荒廃農地の問題というのは、やはり地域の中で守っていかなくちゃいけませんし、特に中山間には深刻な問題になってこうとしています。

もう一つ、前に進まない原因は、やはり事務であったり、国庫からのお金ですのでやはり事務が非常に煩雑だということもあると思います。先進地の秋田であったり、新潟あたりでは、1つ

の町をまとめて事務をまとめてするというような取り組みもしているんだということもお聞きしました。今後、振興協議会が使えるのかどうかはわかりませんが、もう少し大きな範囲で、集落で事務をするというのも少しこれから厳しい時代が来るのではないかなというぐあいだと思います。そういうことを多面的に考えながら、今後の農政というものを多面的に考えていく必要があるのではないかと考えております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに質疑ありますか。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 2点お願いします。1つは、この説明資料のほうの25ページですが、プレミアム商品券発行事業で、事業の精査をして補正228万3,000円、これ事業前の事業総額から見ますと大変大きな金額ですね、1割近い。事業を精査したというわけですが、人件費が不足しているということと新たにスタンプラリーを実施するなど、それ以外にも商品券保管等の警備強化とか書いてありますけども、人件費とかスタンプラリーというのは新たに当初の計画ではなかった、人件費はありましたけどもスタンプラリー……結局、この事業が順調に推移しているのかなということをちょっと不安に思うわけです。このスタンプラリーをやらなければならなくなった経過ということと、それから、人件費が不足したということはどういう、当初から人件費は事務費としてあったと思うんですけども、なぜ不足したのか。その点について改めて説明をお願いします。

それから、2つ目には、12ページ、歳入ですけれども、一般寄附金として株式会社寿電気から9万9,000円の寄附があったということですが、これどういう、寄附をされた方は町政を推進していただくために浄財を寄附されたんだろうと思うんですけども、その寄附の目的と、もう一つお聞きしたいのは、この株式会社寿電気という会社は町とはどういう、契約の問題とかでどういう関係にあるんだろうかなというところをお尋ねいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 2点質問いただきました。まず、1点目のプレミアム商品券のことです。昨年12月に国の動向等をつかまえて、実は、商工会のほうと下話等をしていました。商品券発行はこれまで商工会が担っていただきましたので、商工会を抜きにしては考えられないだろうということで、商工会のほうにお願いしたところです。ちょうど確定申告の時期と重なるということもありながら、これまでやってきましたのでぜひ受けさせてくださいということで進めてきましたが、結果からすれば、当初の商工会の見積もりが少し甘かったということに尽きると思います。額も額ですし、やはり保安警備も要るだろうということ、

それから、これまでのことに対してやはりもう少し積極的に住民の皆さんに買っていただくためには、何かもう一つイベント的なものも必要ではないかということが少し後出しにはなったんですけれども、そういう議論も出たということでございます。国の補助金等の内部流用ということの中でも認められるということもありまして、そのようにしたというのが原因でございます。もう少し見積もりの精査が必要だったなというぐあいに反省もしています。

2点目の寄附でございますけれども、指名通知を出しておられる会社だということは認識しております。実績等につきましては、私はここでどの工事をということは記憶はございません。直接お話を聞きましたら、黒字が出たときにもうかれこれ10年以上にわたってこういう寄附を各市町村に順番にできていますと。黒字が出たときに地域貢献ということでしておりますので、使途はなしにお使いくださいという意図をお聞きしたところでございます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにございますか。植田さん、よろしいですか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 2点です。第1点目、先ほどのプレミアム商品券の発行事業、これはもう発行してますよね。現在、1億2,000万分ですけども、現在はそれ完了したのかどうか、進行状況について教えてほしいということが第1点と、先ほど植田議員が言ったように、これ1億円のお金を使って2,000万を出して、700万が要するに経費でかかっているわけですよね。やっぱり私も思うんですけども、1億円に2,000万でしょ、それを事業するのに700何万のお金かかっているわけですよね。これやっぱり多いと思いませんか。できたら、これ後でも結構ですから745万の大まかな内訳が出ているんですけども、なんかあれですか、景品等を出していろいろなさったんですよね、ありましたよね。そういう経費も出ているのかなと、業者が参加してるのかなと思うんですけども、そういうことも含めて住民は関心ありますからね、その明細を出してほしいです。それで、どれだけ波及したのかということと、現時点でこの経済の波及効果をどう考えているのか、緊急支援に対してどうだったのかという点ですね。それと、やっぱりあり方としてちょっと総括せんといけんのは、やはりこの出し方ですね、印刷したりとかですね、やっぱり経費を700何万をかけてする必要があったのかと。そういう点について、そういう疑問に対してどのようにお答えかという点です。

それと、次の点は、9ページの灯油購入費助成事業が補正前611万に対して補正額が230万2,000円ですね、約3分の1が減額されているんですよ。これが当初の見込みと差額が生じた。補正予算の見込みはどうだったかということ、低所得者世帯、住民税非課税と生活保護世帯を計算をして出してきた金額ですよね、全てに行き渡るようにということだと思わなければ

ども、なぜかという低所得世帯の支援対策だったからですよ。これがどうだったのか。ふたあけてみたら、3分の1が減額になってきているという段階では全部執行できなかったという点ですね。これはどこに問題があると、期限の問題等あると考えているのか。それから、今回、国が、私たちが国のしてること全部いいと思わないんだけど、地域住民の生活等緊急支援のために行った低所得者対策として南部町ではどうだったのかと、この金額見て。よその町は一律5,000円の支給とかありましたよね、この目的に合った段階での使い方についてどうだったのかという点について、どのようにお考えでしょうか。

○議長(秦 伊知郎君) 企画政策課長、上川元張君。

○企画政策課長(上川 元張君) 企画政策課長でございます。プレミアム商品券についての御質問にお答えします。まず、現在の進行状況といいますか、売れ行きのことについて御報告させていただきます。けさ確認をいたしましたところ、直近で約7,000万の売り上げということで、1億に対して7,000万というと7割程度売れておるということで、きょう時点でちょうど1カ月くらいたったところでございますけれども、9月末までが期限ですので、今後売れていくのではないかとこのように期待をしているところでございます。

それから、灯油券のほうが大幅に減額ということと、プレミアム商品券が増額ということの話がありましたので、このたびの増額の背景について御説明させていただきますと、2月の臨時議会の際に地方創生の交付金を使った事業ということで、その中の消費喚起型ということで、このプレミアム商品券と灯油券の事業をお認めいただいたわけなんですけれども、ふたをあけてみますと灯油券のほうが対象世帯、低所得者世帯を当時1,172世帯ということで見積もっていたわけなんですけれども、その中で施設入所者のお年寄りの方、そういう方とあと外国人の研修生の方がいらっしやいまして、そういう方は灯油を渡さなくても施設の中で暖房等、あるいはどこかの社長さんの家とかに外国人の研修生であれば住んでおられるので、個別に灯油券を配る必要はないだろうということで対象から外しておりました、それが1,172世帯のうち280世帯ということで、大幅に対象世帯が減ったということと、灯油の単価を試算のときはリッター103円程度で見積もっておったんですけど、実際、灯油価格も下がってまいりまして88円ということで単価が下がったというような事情がありまして、灯油券のほうが220万程度でしょうか、減額になったということなんですけれども、国のほうに確認いたしますと灯油券の減額分、これについては同じ消費喚起型の事業の中で流用ができるということでございましたので、その減分をプレミアム商品券のほうで吸収するといいますか、もう一度事業を精査した上で必要な事業があればそちらに充てようということで、検討を商工会のほうにもお願いをしたわけなんですけれども、

その中で出てきましたのがスタンプラリーということで、これは取り扱い業者、これを5店舗以上で購入をされた場合は抽選で景品を差し上げるという事業でございまして、プレミアム商品券の制度設計を議論する中で、どうしても特定の事業所に集中をしてしまうという弊害が指摘をされておりましたので、なるべく広く事業所のほうを利用していただきたいということがありまして、5店舗以上回られた場合は抽選券を与えるという、そういう制度を加えました。ということで、その実施に係る経費がふえたというようなことがございますし、あと発売日を土日に設定をしたということがございまして、土日金融機関が閉まっているというようなこともございますし、人手も普通の勤務日ではございませんのでアルバイトを頼んだりですとか、お金を扱いますので警備員を頼んだりですとか、そういった人件費が余分にかかってきたということもございます。それから、商工会のほうで適正な人件費を積算していただいて、その分がふえたというようなこともございます。そういったことを総合的にもう一度見直しまして、このたびの増額の専決の報告ということになったわけでございます。

事業対効果につきましては、商工会のほうでこのたびの商品券発行、購入されたことでどれぐらいの購入の効果といたしますか、誘発された消費分がどれぐらいあったかというアンケートをしておりますので、そのあたりを分析しながら効果というものをこれから見ていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 先ほどの2つの点、再質問するんですけども忘れてしまうので、あと2つ質問、先にしておきますね。まず、12ページの繰入金の減債基金の繰り入れが減額の2億1,000……減債基金を繰り入れしなくてよくなったわけですね。その金額の基金が幾らかというのと、もう一つは、公共施設に今度1億幾らしましたね、1億5,400万。基金の総額幾らかというの教えてくださいというのと、2つ目が、地方交付税、今回3億4,816万上がって、これが全て特別交付税だと言ってるんですけども、この3億4,800万のうちの普通交付税と特別交付税の金額を教えてください。この3億何ぼの全て特交じゃないわけですね、当初予算に回ったわけでしょ、教えてくださいというのが2つね。

それと、先ほどのプレミアム商品券からいったら、これは町長にお聞きしたいと思うんですけど、町長、当初の見込みから見て1カ月たって7割近くしか売れてない現状というのはどう思われますか。予想できたことなのか、9月までやから順調にいくのではないかと思います、期限つきのものなんですよ。期限つきのものを1カ月遅らせて買ったら、今度それだけ利用する時間って減るわけですね。住民感覚から見て、2割のプレミアムがつくから1億発行してもすぐ出

るのではないかというような見込みをあったと思うんですが、それが現時点で……いつの段階かな、2週間ぐらい前は6割って言ってましたよね。7割、徐々にこういうふうに行くのではないかと思うんですけども、この点についてどう考えているかという点と、もう一つは、これは専決で平成26年度でプレミアム商品券の経費が予想以上にかかったというんですけども、見ようによったら売れないから投資して何とかさばいてしまわんといけんのじゃないかというようにも聞こえるわけですよ、本末転倒ですね。少なくとも私は、プレミアム商品券をするときに予算のときでも複数の方から、低所得者についてはなかなか利用しにくいのではないかということもあったと思うんですよ。現時点で見て発行が7割だという点については住民の生活感覚からいって、お金持ってる者は使えるけども、持っていない者はそれ買えんだわってというような意見もあるわけですね。そういう点から見て、私はこのプレミアム商品券の発行、後でアンケートをとるとか言ってるんですけども、現時点で見ても7割、全部売れていない。または補正予算をして経費をつけていくということ、これ住民納得しないんじゃないかと思うんですけど、その点について町長、どうお考えかという点ですね。

それと、先ほどの灯油の件についたら確認は、9ページに書いてある892世帯で計算なさっているのは、この892世帯というのは町が本来案内して、灯油券を発行して使っていただきたいという世帯に対して100%充当してるのかというの聞きたいんですよ。先ほどの課長の説明では、外国人の研修生とか施設入所者等については除きましたよということここに書いてありますよね。この予算では892世帯に渡りましたという予算なんですよ、補正の内容ですが。892世帯というのは全部でこの引いた分の住民税非課税、生活保護者に行き渡ったと、今の数字だとそういうふうに説明してるのかなと思ったんですけども、そういうことなんでしょうか、ちょっとお聞かせください。

○議長(秦 伊知郎君) 行財政改革推進室長、三輪祐子君。

○行財政改革推進室長(三輪 祐子君) 行財政改革推進室長でございます。真壁議員から御質問のありました基金の残高ですね、まず減債基金のほうが今回の補正で基金の取り崩しをやめました。26年度末の見込みですが、減債基金は15億6,128万5,768円になる予定でございます。

次に、公共施設の整備基金でございますが、平成26年度末の見込みは4億3,537万723円になる見込みでございます。

続いて、交付税の内訳のほうでございますが、普通交付税の交付額ですが、26年度は30億1,024万8,000円交付が来ております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 町民生活課長、山根修子君。

○町民生活課長（山根 修子君） 町民生活課長でございます。灯油券のことなんですけれども、町民生活課のほうで世帯を把握し、発送いたしました。発送をさせていただいた中で、何軒か住所が見当たらないということで返ってきたものもございますが、今、5月11日現在で業者さんのほうから請求をいただいたものが、1,784缶分のうち1,434缶分の請求をいただいております。まだ確定ではありませんので、多少ふえるかと思っております。以上が状況でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） プレミアム商品券でございますけれども、先ほど課長が言いましたように7割程の販売ができておるということでございまして、非常に大きな消費喚起効果があるというように受けとめております。9月までには完売すると商工会長も言明しておられますので、きっとそのようになるだろうと思っております。

大体に何をやっても光と影というのはあるわけでありまして、そういう先ほどおっしゃったようなことをおっしゃる方もあるかもわかりませんが、基本的にことはまるごうさんやコメリさんや、こういう日常生活用品を取り扱っている業者も取り扱い商店の中に加えていただいたわけでありまして、たとえ生活保護を受けておられる方でも生活をする必需品を2割安く買えるということですから、これは先ほどおっしゃったようなことは当たらないというように思っております。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 先ほどの件ですけれども、町長おっしゃられた生活保護世帯の人が2割安く買えるんだからとおっしゃいましたよね。普通だったら1億円の分をしたらみんなに渡るわけやなかったわけですよ、町長。ところが、おっしゃってたら、消費喚起になってたら、よそが発行したみたいに随分早く買いに行きなきゃなくなるのではないかというふうな意見もあったわけですよ。ところが、現時点で7割程度であるというのはどういうことなのかということ私は聞いてるつもりなんですよ。やったことに対していけないんじゃないかと、私は、やっぱりきちっと見ていかないといけないと思うし、仮にこれがずっとおくれて7月、8月に売れても、9月末まで1カ月しか使えないよというような内容になるというのは、酷な話だなと思って今聞いたんですけれども、そういう点でいえば、問題点等を私は見ておく必要があるのではないかとということと、本当に消費を喚起するあり方はどういうやり方がいいのかという点で、非常に参考になる現状が出てきているのではないかとこのように思っております。

しているわけですよ。そういう点で見れば、当初言っていた生保の人でも安く買えるからいいのではないかというか、買えるには元手が要るわけですよ。そういう点から見たら、消費喚起等、今後起こるかもしれませんが、あり方について十分検討に値する内容ではないかという指摘についてどうお考えなのでしょうかという点です。

○議長（秦 伊知郎君） 副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 副町長でございます。私はいろいろな、今、総会シーズンで、そういう場面でこのプレミアム商品券をお買い求めいただきましたかという声をかけましたところ、余り手が挙がらないんだなというぐあいになっているところ。これは実感です。その原因を私の個人的にはこれまでの期間の中で考えたことで、まず1つ、皆さんにお話ししたいのは、南部町の地勢上、位置的に消費圏というのが思った以上に米子に行っておられるのではないかとというのが1つあります。町内で買えというよりも、やはり仕事の帰り道でも御自分であそこで買うとお決めているところや、品物の数だとかそういうことによって町内で消費をしないという方が思った以上にいるのではないかとすることを思いました。しかし、このプレミアム商品券で再度地域で買うと、まるごうさんにこの前ちょっとお話聞きましたら、1の日だかという日にちは大変な人出だったということもお聞きしますし、それから、農業資材の関係を扱っているところできのうお聞きしますと非常に、農薬等は必ず要りますので自分のところのバーゲンでも10%引きが精いっぱいなんだけど、今回20%で非常に高額の物を買っていただいていますという声でした。ですから、一定の効果というものは町民の中にしっかりあると思いますし、御商売をされている人もあると思いますが、思った以上に米子圏で消費があるのではないかとということが1点です。

それから、もう1点は、お年寄りが商工会に行って1万円札で1万2,000円のものに変えるということが、もう少し気楽にうまくできるような方法ももう少し考えないと、今、南部町中の高齢化率等を考えた場合に隣の人に頼んでかわりに買ってきてもらうかなということ、非常にその辺で難しいところもあるのではないかなということ、この2点を考えた次第です。

一定の成果はありながらも課題があったということは思っていますが、残りの3割、3,000万につきましても広報等もしながら町内の消費喚起につなげていきたいというぐあいになっているところ。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑がありませんので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員(13番 真壁 容子君) 専決に反対いたします。

専決承認に反対する大きな1つは、やはり私は、先ほど亀尾議員も述べられていましたが、農業関係等についての専決等があったわけですね。これは委員会の中でも聞いて特に決算等では、農業関係の分の仕事、予算上、それがなかなか全部決算できてないことが多いのは、1つには、いわゆる農家のそれぞれの事情もあると思うんですけども、町自体がこういうふうな仕事が、予算が全部執行できないさまざまな事情があると思うんですけども、体制の問題ですね。本当に農業が大事だとか言いながら、これまた決算でも言いたいと思うんですけども、そういう意味でいえば、事務の煩雑さで農家が困っているような問題等に町が対応できていくのかという点で見れば、人員についてどうなのかという点も、考えないといけないことがここ何年か続いているのではないかなという感じを決算等々見て思うわけですよ。

もう一つは、先ほど言ったすごく大事な、町として大事な農業や林業の中で専決で承認を求めるということで減額してくるということで、なかなか問題点が議会の中で論議できないということがあるわけですね。そういう点でいえば、執行部等も大変だと思いますが、予算組んだけどもできなかったことを少なくとも3月補正で間に合うような形で議会に上げていただければ、議会の中でも審査しやすいのではないかなというふうに思うわけですよ。そういう点から見て、1つは、これはこの課だけではということで全体的に思うのは、専決でそういうことに努力してほしいので、こういうことを全部専決に持ってきて承認してくれというのは、町としてもいささか問題あるのではないかなという点が大きな指摘の1つです。

2つ目には、やっぱり私は、プレミアム商品券の問題と灯油券の問題が予算で、賛否のあった中で出てきた中での問題点が出てきているのではないかなというふうに考えるわけです。そういう意味でいえば、今回中間でいろんな実績が出ている中で変更も含めて、より低所得者対策、住民の緊急支援になるような取り組みの変更も含めて行うべきだという点を指摘して反対をいたします。

○議長(秦 伊知郎君) 次に、原案に賛成の発言を許します。

6番、景山浩君。

○議員(6番 景山 浩君) 6番、景山です。私は、この議案に賛成の立場から発言をさせていただきます。

ほとんどの歳入歳出とも実績に合わせた数字の変更が主ですが、先ほど反対者のほうから農業関係の予算の執行率の低さといったことが反対理由として上げられていたわけです。当然、1,000万の予算が組んであれば1,000万使い切るような、そういうことが一番好ましいことは好ましいとは思いますが、それぞれこれは役場だけがやるものではなく、農家の皆さんが自主的に取り組むことを行政として支援をするわけですので、事情が変わったり、条件が変わったりということに柔軟に対応した結果、減額になってるところがここで読み取ることができます。実現可能性をがちがちに審査をして90%も99%も確実ではないと支援をしませんといったような、そういうやり方も考えられないことはないですけども、それですと反対に使いにくい補助制度になるということで、私はこういう結果になったのは残念ではありますけれども、妥当な補正ではないかなというふうに考えて賛成をいたします。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第43号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

賛成、反対御意見がございました。起立によって決したいと思います。

議案第43号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

ここでお諮りいたします。12時、お昼休憩に入りますが、このまま継続して行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

日程第10 議案第44号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第10、議案第44号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 議案第44号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告して承認を求めますのでございます。

おめくりいただきまして、専決処分書を読み上げさせていただきます。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成26年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、次のとおり専決処分をする。平成27年3月31日付でございます。

詳細につきましては、担当課長のほうから説明をさせます。

○議長（秦 伊知郎君） 町民生活課長、山根修子君。

○町民生活課長（山根 修子君） 町民生活課長でございます。お手元の26年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算書の4号というのでお諮りしたいと思います。

まず、1ページ目をごらんください。

議案第44号

平成26年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

平成26年度南部町の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,445千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,473,276千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年3月31日

専決 南部町長 坂本 昭文

そうしますと、事項別の明細のほうで説明させていただきたいと思います。

最初に歳出のほうから説明させていただきたいので、5ページをごらんください。まず歳出でございます。2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費でございます。1,444万5,000円を増額し、7億6,705万4,000円とするものでございまして、これは一般被保険者療養給付費給付事業に1,444万5,000円を負担金として国保連合会に払うものでございます。

次に、2目の退職被保険者等療養給付費でございます。こちらは1,016万円を減額し、8,647万8,000円とするものでございまして、退職被保険者等療養給付費給付事業の国保連に支払う負担金、補助及び交付金の減額でございます。

それから、予備費でございますが、10款の予備費、1項予備費、1目の予備費でございます。こちらは調整をさせていただいて84万円の減額とさせていただいております。

まず、3月補正の段階では途中までの平均の値で補正させていただいておりました。このたび実績により近い金額に合わせるために補正をさせていただくものでございまして、実際の給付は当初予算額ですが、当初9億289万6,000円としておったところを、4,399万2,000円を減額し、このたびのこの8億5,890万4,000円とするものでございます。

それに伴いまして、歳入のほうも減額をさせていただくことが多くなっております。4ページをごらんください。まず、3款の国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金でございます。こちらは国で決められている32%部分の入ってくるものでございますが、3,537万8,000円の増額になります。

それから、次の4款の療養給付費等交付金、1項療養給付費等交付金、1目の療養給付費等交付金でございますが、こちらは退職被保険者療養給付費等交付金でございます。439万3,000円の増額になります。

続きまして、6款でございます。県支出金、2項の県補助金、1目財政調整補助金でございます。こちらはまず、特別調整交付金、これは国の調整額の減額相当分が県から交付されてくるものでございまして、1,859万2,000円を予定しております。それから普通調整交付金、これは医療費負担率の激変緩和のためのものでございますが、給付見込みが下がっているために3,054万5,000円の減額となっております。

続きまして、7款の共同事業交付金、1項共同事業交付金、1目の高額医療費共同事業交付金でございます。こちらが80万円以上の高額医療に対する再保険事業で、見込みがさらに減ることによりまして728万4,000円を減額させていただきたいと思っております。

次の2目の保険財政共同安定化事業交付金でございますが、こちらは30万から80万までの医療費の平準化と保険財政の安定化のための交付金でございます。こちらも見込みが下がったことによりまして1,708万9,000円を減額するものでございます。

以上、御審議、よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 提案に対して説明を受けました。質疑ありますか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 1点だけ。先ほどの4ページに出た県の財政調整補助金の普通調整交付金3,054万5,000円の減、これ何でかなと思ってたんですよ。そしたら、先ほどの話には激変緩和で給付見込みが下がるとおっしゃったんですけども、何に対しての給付見込みなんですか。私の考え方が間違ってるのかな。平成26年度のそう思って保険給付費が幾らになるかと思ったら、当初予算より補正をして全体にしたら8億5,000万ですよ。こ

の給付のこと言ってるのかなと思ったんですがどうもそうじゃないので、どこの給付見込みが下がってこういうふうになるということなんですか。

○議長（秦 伊知郎君） 答えられますね。少しお待ちください。資料の提出いうこと……休憩します。

午後0時09分休憩

午後0時09分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開します。

町民生活課長、山根修子君。

○町民生活課長（山根 修子君） 町民生活課長でございます。普通調整交付金ですけれども、まず一般被保険者に係る所得を考慮して算出する額が一般被保険者に係る療養給付費、そういったものの保険者負担金額や療養給付費を考慮して算出する額、調整対象需要額と申しますけれども、これに満たない市町村に対して交付されるものです。

それから、市町村間の財政力の不均衡を解消されるということも目的として、大体、政令で給付額の7%を目安にして、それよりも所得水準が低いところには7%以上、高いところにはそれよりも7%以下となるようになっておりまして、このたびの3,054万5,000円の減額と申しますのが3月にも補正をさせていただいております関係で、これだけ確実に下がったというものではないということを御承知おきいただきたいと思っております。また、決算のときにきちんとした数字を出させていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第44号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

議案第44号は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり承認されました。

日程第11 議案第45号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第11、議案第45号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 議案第45号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告して承認を求めるものでございます。

めくっていただきまして、専決処分書をごらんください。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成26年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、次のとおり専決処分をする。平成27年3月31日付の処分でございます。

詳細につきましては、担当課から御説明いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 町民生活課長、山根修子君。

○町民生活課長（山根 修子君） 町民生活課長でございます。それでは、後期高齢者医療特別会計補正予算書のほうで説明させていただきます。1ページをごらんください。

議案第45号

平成26年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

平成26年度南部町の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ748千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ129,629千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年3月31日

専決 南部町長 坂本昭文

それでは、4ページをごらんください。まず、歳出から御説明申し上げます。分担金のほうでございます。2款分担金及び負担金、1項広域連合負担金、1目広域連合分賦金でございます。

これが74万8,000円を減額し、1億2,126万4,000円とするものでございます。こちらは南部町で後期高齢の保険料を徴収しておりますが、まずその徴収した保険料を後期広域連合のほうに納付することになっております。その納付するべき徴収保険料の見込み額が出ましたので、それとの差額を減額したものでございます。

次に、歳入でございますが、1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、1目後期高齢者医療保険料でございます。こちらが200万円の減額で、7,914万円となっております。こちらは特別徴収の保険料のほうでございます。そちらが200万円減額となっております。

それから、4款の繰越金、1項繰越金、1目の繰越金でございますが、前年度繰越金を1,000円としておりましたものを増額させていただいて、正しい繰越金の額に合わせるものでございます。125万2,000円の増額になっております。

以上でございます。よろしく御審議、お願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 提案の説明を受けました。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第45号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

議案第45号は、原案どおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり承認されました。

日程第12 議案第46号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第12、議案第46号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 議案第46号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定

により、これを議会に報告して承認を求めるものでございます。

専決処分書を読み上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成26年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第3号）について、次のとおり専決処分をする。平成27年3月31日付でございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 企画政策課長、上川元張君。

○企画政策課長（上川 元張君） 企画政策課長でございます。補正予算書のほうで説明をさせていただきます。

議案第46号

平成26年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第3号）

平成26年度南部町の太陽光発電事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ920千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72,434千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年3月31日

専決 南部町長 坂本昭文

続きまして、事項別明細書の歳出のほうから御説明をさせていただきます。4ページをおめくりください。第1款総務費、第1項総務管理費、第1目維持管理費、1,185万6,000円を増額しまして、5,384万3,000円とするものでございます。内容としましては、右に書いてございますけれども、減額するものにつきましては実績に応じて減額をするものでございます。金額の大きいものについて概略御説明いたしますと、役務費につきましては施設の火災保険料、これを実績に応じて減額をするものでございます。委託料516万7,000円につきましては、施設管理委託料や警備委託等につきまして実績に応じて減額をするものでございます。積立金につきましては、2,000万円の増額ということでございます。

続きまして、2款公債費、1項公債費、1目元金でございます。100万円を減額をいたしまして、1,320万円とするものでございます。内容といたしましては、町民公募債につきま

て年度中途の解約に備えて100万円を予算化しておったところですが、解約がなかったということで減額をするものでございます。

続きまして、4款予備費、1項予備費、1目予備費、993万6,000円を減額いたしまして、6万1,000円とするものでございます。予備費を減額いたしまして、その他と合わせまして積立金の2,000万の増額に充てるということでございます。

続きまして前のページ、3ページにお戻りいただきまして、歳入のほうの御説明をさせていただきます。2款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、13万8,000円を増額しまして、13万9,000円とするものでございます。これは前年度の繰越金でございます。

続きまして、3款諸収入、1項収益事業収入、1目売電収入でございます。78万2,000円を増額いたしまして、5,910万2,000円とするものでございます。

続きまして、5ページをお開きいただきまして、前年度末及び当該年度末における地方債の現在高の見込みに関する調書でございます。前年度、すなわち25年度末現在高が5億1,100万円でございます。当該年度中の償還元金見込み額ということで、これは中国電力との系統連携負担金の額が確定に伴いまして、精算金によりまして繰り上げ償還を昨年度中に行ったものでございます。この1,320万円を償還ということで、26年度末の現在高の見込み額が4億9,780万円となります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 提案に対する説明を受けました。質疑はありますか。

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 1点だけ教えていただけますか。収入のところで売電収入ですが、全部で要は5,900万入ってますね。これが当初の計画とどうだったかをだけ1点教えていただきたいと思えます。

○議長（秦 伊知郎君） 企画政策課長、上川元張君。

○企画政策課長（上川 元張君） 売電収入の状況が計画と比べてどうだったかということでございますけれども、計画のほうは1年間で5,832万円という予定でございました。それに対しまして昨年度の売電金額合計が6,625万7,150円ということでございまして、約800万円ほど増加ということでございます。この専決の予算、3月31日時点というのはまだ途中ということでございますので、最終的には今申しましたような金額、800万円ほど増額ということでございます。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに質疑はありますか。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） ちょっと説明がわかりにくかったのでお聞きするんですけども、4ページの公債費だったと思いますが、町民公募債で100万円の途中の解約といいますか、それを見込んでいた予算がなかったので減額したということだったんですけども、その説明の中で起債償還に対して繰り上げ償還というようなことが出てきたように聞いたんですけども、結局、この最後の5ページで太陽光発電事業債というものを最終的に当年度末現在高で4億9,000万余り残るわけですけども、これに対して今後繰り上げ償還というのが実際できるようなことになるのでしょうか。それで、今回繰り上げ償還ということを説明されたのはどういうことだったのでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 企画政策課長、上川元張君。

○企画政策課長（上川 元張君） 企画政策課長でございます。起債の繰り上げ償還のお話がございますけれども、これにつきましては中国電力との系統連携の工事の負担金というのがございます、これも起債の対象になるわけがございますけれども、これが昨年度に入ってから金額が確定をしまして、その結果、1,320万円ほど安く上がったということで、予算が余った部分といいますか、この部分で起債をもう既に借りておりますけれども繰り上げ償還をしたということでございまして、これは補正予算でお認めをいただいておりますということでございます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） その系統連携に係る起債については繰り上げ償還が可能だったということですけども、太陽光発電事業債については繰り上げ償還は、今後そういう制度にできるような制度にはなっていないということなんですね、その確認です。

○議長（秦 伊知郎君） 企画政策課長、上川元張君。

○企画政策課長（上川 元張君） 昨年度につきましてはそういう精算金というものがございましたので、それを元金償還に充てたということでございます。そういうことが今後あるということは今の時点では考えておりません。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに質疑ありますか。

〔質疑なし〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第46号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

議案第46号は、原案どおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

日程第13 議案第47号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第13、議案第47号、平成27年度南部町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

行財政改革推進室長、三輪祐子君。

○行財政改革推進室長（三輪 祐子君） 行財政改革推進室長でございます。お手元に配付をしております平成27年度南部町一般会計補正予算書で御説明をいたしますので、御用意ください。表紙をめくって1ページ目でございます。

議案第47号

平成27年度南部町一般会計補正予算（第1号）

平成27年度南部町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ139,880千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,982,880千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年5月18日

南部町長 坂本 昭文

平成27年5月 日

決 南部町議会議長 秦 伊知郎

続きまして、4ページをお開きください。4ページの下の段の歳出予算から御説明をさせていただきます。6款商工費、1項商工費、1目商工振興費でございます。1億3,988万円を増

額補正いたしまして、1億4,588万7,000円とするものでございます。これはNOK株式会社が事業拡大により工場を建設することとなったため、県の工業団地再整備事業補助金を活用して原工業団地を再整備する事業として増額補正をするものでございます。

続きまして、上の段の歳入予算を御説明させていただきます。まず15款県支出金、2項県補助金、9目商工費県補助金でございます。補正額6,594万円を増額いたしまして、6,594万円とするものでございます。この内訳は、鳥取県工業団地再整備事業補助金6,594万円となっております。

次に、18款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金でございます。7,394万円を増額して、1億8,694万円とするものでございます。このたびの補正の一般財源を財政調整基金の繰り入れで調整いたしております。

以上、御説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 提案に対しての説明を受けました。質疑ありますか。

4番、板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） 1点だけ。金曜日にこれについて全員協議会ということで執行部のほうから説明がありました。NOK、TBCがそれぞれ増床するというので、その社員の方の駐車場が不足するということから裏のほうにあります深塔池と、それから、個人の使用しておられる親子池をすることなんです、そのときの資料としてハザードマップを県がつくったものをいただいております。そのときもちょっと伺った部分とダブるんですけど、このハザードマップでは色分けがしてあって床下50センチ、それから50センチから1メートル、それから1メートルから2メートルということで色分けがしてありまして、この全体を見ると原ルーラルタウンというんですか、そちらのほうは大体が1メートルぐらいの浸水が想定される。それから、原のほうに行くと集落のほうは意外と同じような1メートルなんです、2メートル部分も今度含まれてくるというような、非常に危険を伴う池のようです。それと、ルーラルタウンについては普段から浸水もしやすい場所もあるということで書いてあって、これをもとに大国の振興協議会が中心となって原の集落の方々が避難誘導のことを計画したものをいただいております。その中で、ため池の問題で管理者が不明、周りが荒れているなど、いろいろな管理不足体制があるわけなんですけれど、この状況について被害を想定した場合、どのような被害を想定しておられるのかというところをお聞きしてみたいというふうに思います。

○議長（秦 伊知郎君） 防災監、種茂美君。

○防災監（種 茂美君） 板井議員の御質問にお答えさせていただきます。先ほど言われまし

たルーラルタウンの一部でございますが、ここが避難が困難になる箇所が一部ございますし、原でございますが、原地区については一部床下浸水箇所が発生する危険がございます。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 4番、板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） そうすると、この2つの池を埋め立てをすれば、今説明のあった部分についてはこういった水害的な災害は免れるというふうに思っているのでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 防災監、種茂美君。

○防災監（種 茂美君） 防災監でございます。先ほど申しましたように、これはあくまで26年の2月に県のほうで作成しましたハザードマップによりますと、そのように避難が回避されるということでございますので、よろしくお願ひします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにございますか。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 亀尾です。先ほど防災監から水害に対する手だてのことが説明されました。実は私、きのう現地の池に行ってみました。相当の面積ですね、そのことに基づいて何点かお聞きしますが、まず最初に、埋め立てに必要な土量はあるのかということなんです。というのは、長い期間で見ればあるかもしれませんが、事前に全協の場で説明があったのは10月に完成するということなんです。その間に果たしてこれができるという十分目算があって、そういう計画をされているのかということ。

それから、2つ目に、今2つの池、いわゆるハザードマップで見ますと深塔池、これはもう空っぽな状態です。下の一番底のほうにちょっとたまってますが、実は、前日雨が降ってますね。あれの山下がり下にちょっとたまってんじゃないかと思いました。もう一つ、親子池の深塔池のつい隣ですね、ここは完全に空っぽ、干上がった状況でした。私は水害のための対策でやられるのであれば、これはやっぱりダム役目を大きな役割を果たしてるんじゃないかと思うんです。いわゆるこれ、ここの説明にもありますし、全協でもあったですけども、田んぼがほとんど休耕の状況であって田んぼに水が必要な状況ではないというぐあいであったということであれば、農業用の分であればため池の排水口をきちんと閉めて一定の水をためておく、このことが必要と思いますが、田んぼが休んでる状況であってとめても問題がないということであれば、排水口を抜いておけば普通の小さな雨ならそれは流れていくということになりますし、大きな雨、いわゆる大量の雨が予想される場合はここの排水口を調整すればダム役目ができるんじゃないかと思うんです。

結論から言いますと、NOKのいわゆる駐車場対策だと言われるんだけど、一番大きなことはハザードマップにあるようにルーラルタウン、それから原の一部が浸水のおそれがある、水害のおそれがあるということから出された計画ではなかったかと思うんです。私は、そこで聞くんですけども、もう1点聞くんですが、全協のときも言いましたが、相当深塔池と隣の親子池は段差がかなりありますね。そういうことを恐らく駐車場ということになれば埋めた平面ですね、そこはかなり調整しなければならないと思うんですが、そういうことを考えますと無理にここを水害のためにする必要はあるのかどうなのか、いわゆるNOKの問題もあるかもしれませんが、私はこのハザードマップでそういう災害の想定避難場所として上がってるこのことを基本にすれば、この埋め立てというんですか、池のやることを果たして必要なかどうなのかということに疑問に思うわけですが、どうなんでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 副町長でございます。一番の目的ではございませんけれども、副次的な効果としてこれまで課題となっていた防災上の効果が見込めるということでございまして、一番には地元の企業が大きな投資をするというところにおいて、行政としても何らかのお手伝いがという思いでございます。

ダム機能であったり、もう一つの池を今のままでも管理ができるじゃないかという御質問でございますが、それについてのみ御説明させていただきます。御存じではないかもしれませんが、ため池は満水にすぐなります。それを利用するときのみを抜いて水を出すわけです。普通、大雨がきたときにどこを守るのかというと、余水ばけというものがあまして、これが流量に対して余水ばけを超える量が賄えないほどの雨が降った場合には、越流というようにいつぞや町内でもありましたそういう事態になります。したがって、命は余水ばけをきちんとみんなが管理できるかどうかということなんです、私がこの前、全協の中で説明しましたように、オーバーフローしている事態でございました。要するに余水ばけがもう機能していないわけです。仮に今おられる皆さんが余水ばけを今回整備しても、通常毎年、何回か余水ばけを点検をしたり、今後維持管理するということはもう事実上不可能だという、そういう老朽的な池でございまして、やるのであれば廃柵、堤防を切ってしまうと池の機能をなくすという方法しかないというぐあいに思っておるところです。したがって、管理していただくのが一番いいんですけども、管理ができる状態ではもうない池だということを御理解いただきたいと思っております。

○議長（秦 伊知郎君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 先ほどもう1点言ったんですけども、もう1点質疑かけたんで

すが、10月完成にこれは目算があるのかということ。相当大的な面積なもんですから、そのこともお聞きして、もう一つ……（発言する者あり）ちょっと、私の質疑中ですから、ちょっと黙っておいてくださいよ。それで、もう一つなんですけども、私、現地見まして、ここを埋め立てて平場というんですか、一定の高さにすると池で水がたまらないわけですから、そうするとあの山は結構水が出るんじゃないかと思うんです。側溝をあわせて見ました。ルーラルタウンの地図でいいますと点線で丸がしてありますね、そのところに恐らく水がだっと思ってしまうんですけども、ここの側溝で果してこれはもつのか。大きさが不可能ではなかろうと言うんですけど、そこは大丈夫なんですか。この2点をお伺いします。

○議長（秦 伊知郎君） 建設課長、芝田卓巳君。

○建設課長（芝田 卓巳君） 建設課長です。まず、搬入の土量の件なんですけど、事業説明書に書いております4万立米という数字なんですけど、これはあくまでも今のハイウォーター、水が一番たまる高さの面で計算した土量が4万立米ぐらいだろうということで計上しております。実際になればそれよりも若干少なくなるのではないかとすることは予想を立ててはおります。

それと、土量の搬入につきましては、公共残土でこちら受け入れをするという予定にしております。県のほう、国のほうに確認をしております。現在10月までに3万立米程度は出てくるということで予定を聞いております。それと、町のほうでも鍋倉の工事等で切り土が出る予定ですので、こちらのほうも4,000立米程度予定をしておりますので、そちらのほうを搬入する予定にしております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。（「側溝は大丈夫ですか、今の」と呼ぶ者あり）

建設課長、芝田卓巳君。

○建設課長（芝田 卓巳君） 建設課長です。側溝につきましては、当然、この整備のときに水路を設置するわけですが、こちらの水路につきましてはハザードマップで見ますと原工業団地のすぐ下側になるんですけど、そちらのほうに今水路が一部素掘りのところもありますけどございます。親子池のほうから流れてくる水の量を十分これは賄いまして、ルーラルタウンとトリーカの間水路、こちらのほうが結構大きい排水路があります。そちらのほうに流れ込むようになっておりますので、現状では問題ないというぐあいに考えております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 先日説明受けたときに、地元の企業が投資をして雇用するというのはいいことだというふうに思うんですよ。それに対応して何らかの支援をしたいというこ

とで、今回出てきたため池を埋め立てて工業用地としたいということなんですけども、その中で副町長は、ここを埋め立てても建設用地にはならないだろうということで、駐車場だとおっしゃったんですね。どうしても私はそのことに引っかかりがあるわけなんですよ。果たして県の事業も補助事業等も、もしかしたら10年たったら地盤沈下するかわからないというようなところに補助金を出して、工業用地としてお認めになるだろうかというのが正直な疑問なんです。これ見てたら10月までに間に合わすというのもよう考えたら工事に入らんといけないからね、工業用地としてするのであれば10月に間に合さないとできないからそういうふうに予定したのかなと。今、聞いたら4万立米入るよと言うんですけども、どうしてもそういうふうな疑問が私の中にあるわけなんです。そこで質問をさせてもらうんですが、1つ目の質問は、先ほど例の嶋田プレジジョンありましたよね、私も一緒に見に行かせてもらったんですけども、嶋田プレジジョンの用地とマブチが今入っている用地はあいていますよね。私はどう考えても、もし町が補助金等を一般財源等を費やしてつくるのであれば、建設用地に耐えるような土地をつくっておかなければ駐車場にしたときに、もし事故があったときに誰が責任持つかという問題と、今後修復するために莫大なお金が必要なのではないかと思うわけですよ。その点から見て、今回の方法についてはやっぱり検討の余地があるのではないかというのは素朴な疑問なんです。後ろにあいている土地と、もし嶋田がいけないというのであの建物をどうするかというを伯耆町の日本電産のときの建て壊しが誰がしたのか知りませんが、それに町費を出せとは言いませんけれども、そういうふうな何らかの方法を考えてしたほうがいいのではないかというふうにやっぱり思うわけなんです。それと、マブチさんが持っている広大な土地が使えるのであれば、あそこ駐車場という点でいえば、できるのではないかというふうにやっぱり思うわけですよ。その点が1つやっぱりあるんです。

2つ目には、防災上の問題でいったら、見に行ったら親子池のありますけども、大きい潰そうとしている親子池と深塚池というのは今空っぽなんです。ところがすぐ入ってくるだろうとおっしゃるように深塚池入ってましたが、副町長がおっしゃるようにため池はすぐ水のたまるところを埋め立てた場合、今度山の下がり水どうなるのかと素朴な疑問です、これも。それで、ルーラルタウンの横に行ったら一番浸水するということですよ、あっこを改善しない限り全てあっこに流れてきますよね、と思いませんか。あこの水が北方川に流れ……見たら田んぼがあるし、そこの修復しなければあっこを埋め立てて済むという問題じゃないんじゃないかという、これも素朴な疑問なんです、高台にありますからね。そういう点で見た場合、本当に防災上の問題といってここを土を埋めてすることが防災上にもいいのかなと。

もう一つは、ビブラコースティック等を含めた火災の問題も感じました。防火池になっているのではないかと言ったんですけども、もし火事になった場合どうするのかという点を考えたら、少なくとも深塔池、親子池等を残して水が近くになかったら大変なことになると思いませんか、それも感じたんですよ、見たときにね。やっぱりとうとうと水がたまっている景色というのは決して悪い景色ではなかったです。かえって荒れ果てたのを見たのは悲しい感じもしたんですが、有効に使う方法を考えた場合、私は無理して埋め立てて駐車場にしかならんような場所にお金を使う方法というのは、もう一つ考えたほうがいいのではないかというのが率直な気持ちなんですよ。

もう1点についていえば、やっぱり一般財源の投資の問題ですよ、今までは買っていただけ。よう考えたらこういうふうに10年たったら地盤沈下するものなんか売れるわけじゃないですよ、売れないんですよ。町が持ってしまうことになるわけです。それ考えた場合、再度ビブラコースティックにも御考慮をいただきまして何らかのいい方法を考えるべきではないかと。ため池を廃柵する方法というのはほかに考えたらいいと思うんですよ、それはそれで必要であれば。そういう点を感じるんですけども、どうでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 副町長でございます。今、真壁議員のほうから今稼働しておりません嶋田プレジジョンであったり、マブチがまだ土地は買いましたけれども建物は使っていない広大な土地があるという点について、そちらのほうが有利ではないかということなんです、マブチさんについてはこの土地の交渉というのを何度もこれまでできています。使われないのであれば一度町のほうに買い戻させていただいて、来る企業も今持っていたほうが良いような状況もありますのでぜひと言ったんですが、これに応じていただけません。利用する計画があるんだということにして、そういう状況でございます。嶋田につきましては、私どももぜひ嶋田プレジジョンをあのまま、建物はあったまま古くなるのを待つというのは非常に行政としても問題でございますので、ぜひあの土地を使っていたきたいということは町長のほうから申し入れていただいています。いずれにしましても最終的に企業のほうが造成のレイアウト等を今後詳細に詰めながら、どこをどういうぐあいに使っていくのか、必要であれば嶋田のほうをとということも言っておりますので、そういうことも含めながら今後検討していただけるんだろうというぐあいに思っています。

また、池の問題につきましては先ほども言いましたように、今回の一番の問題ではありませんけれども、長いこの数年間地域の住民の皆さんからの声として、意見として、要望として上がっ

てきておるものでございますので、一気に両方が解決するというぐあいに私どもも思っているところでございます。一番の今回、何もなかったときにそこを造成したかということでは、そういうことではございませんので、防災上にも効果はあるというぐあいに思っています。

ここで1つお含みいただきたいのは、廃柵をして山から雨が降って流れてくるという、そういう災害に備えるという問題と、堤防が満水状態になって越流をして堤防が破壊されて一気に水が流れるということは、防災に備える上で全くスケールや考え方が違う問題でございます。したがって、とにかくそういう非常に危険なため池というのがあって、今回それも一気に解決できるめどがあるということだけ御理解いただきたいと思います。流域の中で、例えば水路に問題があるというような程度のことであれば、今後のまた必要があれば防災上の観点や改良していくということは、当然、必要になってくるだろうというぐあいに思っています。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 私たちは、このことには賛成しかねると思ってるわけなんです。ちょっとお聞きするんですけども、危険ため池というのは深埒池と親子池の6,007立米で、あとの上の4つあるのは危険ため池じゃないというふうに認識されているわけですか。その辺ちょっと教えてくださいね。

それと、もう一つは、防火池になっているのかどうかというのがここにも書いてありましたが、あつこの企業団地の防火用水というのは前の川から取るようになってるわけですか。そのこと教えてください。

それと、3つ目、やっぱりどう考えてもルーラルタウンの一番下の端っこに水がくるというのは、あれ企業団地つくったからですよ、そうですね、だからあつこに水が流れ込んでいるんですよ。また、土地を造成すればその分の水がどこに行くのかという点の流れをちょっと教えてください。今、あつこの深埒池にいったままってくる水は今度どのように流すわけですか、山の下がり水ですよ。いったまるといのは、ここにたくさんあるというのは農地もあったんでしょうけど、水が出るからここにあるわけですよ、それをどういうふうにしようとしてるんですか。

○議長（秦 伊知郎君） 副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 副町長でございます。まず、水の流れですけれども、私の記憶では昔はあそこは岩ノ前という地域の用水路形態だったと思います。その水路というものは造成をしましても機能的に生きております。（「残ってるの」と呼ぶ者あり）残っております。先ほど課長が言いましたのは、あれは藤歩用水路で、あれには基本的に大雨が流れて越流でもしな

い限りは入らないというルールになっておると思います。一般的には岩ノ前水路というものが現在も生きていて、そこが最終的には排水をして北方川に合流されているというように考えています。

○議長（秦 伊知郎君） 防災監、種茂美君。

○防災監（種 茂美君） 防災監でございます。先ほどの質問で、工業団地の火災等の水の確保の場所ということでございます。ちょっと後からにして報告させていただきますようお願いいたします。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁議員、よろしいですか。

○議員（13番 真壁 容子君） よろしいことないけど、はい、お願いします。

○議長（秦 伊知郎君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 先ほどからの質問と重なると思いますけども、ちょっと答弁がはっきりしないものですから確認しますので。まず、今回の県の補助金ですけれども、鳥取県工業団地再整備事業補助金という名称になっていますけども、これは池の埋め立てで工業団地として使えるという保障がどうもないみたいですね、地盤沈下の問題とかですね。それで、実際には駐車場にしかならんのではないかというような話も今出てますが、今回の県の補助金の対象に本当にきちんとなるんでしょうかということを確認させてください。

それから、もう1点は、嶋田プレジジョンがあいている。マブチさんとは用地交渉でいい話にならないということですが、嶋田プレジジョンさんとはまだ町長が話しておられるというような答弁も、私、そんなふうには聞こえたんですけども、このところをまず詰めるというのが話の持っていく方としては、優先的に考えるべきではないかというふうに思うんです。これを仮に嶋田さんとの話し合いが前に進むような状況であれば、鳥取県の工業団地再整備補助金の対象になるんじゃないかと私は思うんですけども、この点はいかがでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 私からは、造成をするのはいいけども駐車場にしか使えないというのがひとり歩きをしていますので、そこだけまず私のほうからは考え方を述べます。盛り土をしますと圧密沈下という現象で豆腐の上におもしを載せたのと同じで、中の水分が時間経過とともに逃げていくわけですね。そのことを避けるためにいろいろな資材を設けたり、サンドマットといいます砂を入れたりしながら、できるだけ早い時間に水を外に抜かすというのが土木技術の一つでございます。それをかなりお金をかけながらやっても圧密沈下というのはやはり1年、2年という間の中ではできますし、余りお金をかけなければ10年、20年というスバ

ンでかかってきます。今後、コンサルタントに依頼をしましてどのぐらいの費用を投下していくのか。今の設計していますのはあくまでも概算でございますけれども、どういう工法を使っていくのかというのも一つの課題だというぐあいには思っています。決して10年のスパンでやっても何も使えない土地をつくるということではありません。あくまでも工業団地として耐え得るものをつくりましますけれども、そこを駐車場にするかどうかというのは企業の問題でして、先ほどから言っていますようにレイアウトをどうされるのか、それから、圧密沈下の問題ですぐにでも使えるかどうかというものはなかなかこれは保障しきれませんが、それでもいやそこは使うんだということも一つの判断かもしれません。これは今後、企業等、レイアウトだとか、工事費だとか、そういうものを勘案しながら協議していきたいというぐあいには思っているところです。ですから、駐車場ありきというものではないということだけ御理解ください。

あとは担当のよくわかる者から説明いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 企画政策課長、上川元張君。

○企画政策課長（上川 元張君） 企画政策課長でございます。県の補助金、工業団地再整備事業補助金の対象になるのかというお話ですけれども、一般的にこの補助金というのは、既存の工業団地の区域内で用地造成等を行って工場用地を拡張するというような場合に対象になっておる事業でございますので、今回の案件についても対象になるというふうに認識しております。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。嶋田プレジジョンの土地がいいのではないかといいことですが、私もいいのではないかと思いますけれども、要は、倒産をしたわけではございませんし、結構高額な値段を提示されておるということで、何度も検討された結果、そこをやめて今の池の造成というほうを選択されたということでございます。町長が言っているということですが、町長はそうはいつでも工場拡張を嶋田の土地も入れて、あそこ草生えて荒れておりますので、行政的にも余りよろしくないということで希望してあります。NOKに対して、できたら嶋田も買って御利用いただきたいということは希望で言っておるわけです。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 済みません、ここで2、3分休憩をとりたいと思います。テープの交換に時間がかかりますので、よろしく願いいたします。

午後1時01分休憩

午後1時02分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開します。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 嶋田プレジジョンの土地のことですが、これは高額な金額を具体的に提示があるわけですか。先ほどの答弁聞きますと嶋田プレジジョンのほうからは高額な金額を提示されている。そのことについて、具体的にお聞きできますか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 私が直接嶋田さんから聞いたわけではないので、銀行間でどうもやっておるようでありまして、そういう提示の中でとても手が出んということのようでございます。

○議長（秦 伊知郎君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 今回のNOKの工場拡張で、私、前回の全協を欠席したので話が見えてないところがあるんで申しわけありませんけども、今回の池の埋め立てについてはNOKからここが埋め立てていただければ工業用地として使いたいと、こういう要請があったわけですか。

○議長（秦 伊知郎君） 副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） そのとおりでございます。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今の時点で賛成できないという意見です。

先ほど言ったように、植田議員が最後に聞いたどが言ってきたのか、NOKがここを埋め立ててほしいと言った分は、嶋田プレジジョン買ったらお金がかかる、この埋め立てのお金は県の費用と町の費用でするわけですよ。私は、ふやすことは大歓迎ですけれども、ビブラコースティックの方も今回来るのは、私たちが議会で見に行きましたけど、空前の利益上げているわけですよ。そういう意味でいえば、私、決して将来も使えるような、町も有効に使えるような企業団地をつくっていくというところに貢献していただいても私はいいと思ってるんですよ。住民から見たら、確かにため池が危ないのでということになれば、ここだけではなくていろんな全町の

ため池の対策を立てていかんといけんと思いますので、それはそれで考えていかないといけん問題だし、管理の問題でいえば、管理者がいなくなった場合、町の責任はどうなるのかという、町の姿勢も問われてこんといけん問題だと思うんですよ。それをごっちゃにしてやって、町の補助金と県の補助金を使っていくという方向については、私は住民が納得しないのではないかなというように思うわけです。

おっしゃるように、課長が採算とれるものをというのをつくっていただきましたが、めどがつくという話は雇用が20人あった場合のお給料が入るよという分が採算とれるということになってるわけですね。住民から見たら、町の税金をどのように使っていくのかというところで見れば、本当に7,000万かけて将来どうかわからない、おっしゃいましたけども、やはり心配のあるような土地ではなくて、きちっとした建設できるような工業団地をつくっていくということであれば、なかなか納得できないということが一番の原因です。反対をいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

6番、景山浩君。

○議員（6番 景山 浩君） 6番、景山です。私は、この議案に賛成の立場から発言をいたします。

まず、なかなか企業の新規の誘致ができていない、企業誘致が必要だ、必要だという議案はずっとされておりますが、なかなか新規の企業の誘致ができていない状況で、現在ある企業さんが大きな設備投資を行って拡張していただけるということは非常に喜ばしいことで、ただ、南部町が渋っていればよそに行ってしまう可能性というのも、もっといい条件で受け入れますという可能性だってないことはない。そうしますと、町とか町民にとって今一番重要なのは、安定した正社員の雇用の場がいかにふやしてもらえるかということです。これは南部町だけではなくて近隣の市町村も含めて、これを一番望んでいるために機敏に対応をしていくという、そういった観点から、この駐車場用地の確保、造成ということは非常に重要だというふうに思います。

そして、なおかつ、この危険なため池を埋め立てることによって廃止ができるということについては、周辺の集落からも危険だ、危険だと、何とかしてもらいたいという要望がずっと出ていた案件でもあります。ダムとして活用してどうのこうのという御意見もあるようですが、実際に降水を予測してそれまでに水位をぐっと下げて、それで貯水をしてダムとして活用ができるのかといえば、それはまず不可能です。誰がやるのかということもありますし、空池にしとったところに突然水をためるだとかといったようなことで強度的なことにも不安が残るということで、これはあんまり現実的な活用の方法ではないなというふうに考えます。

この企業誘致、雇用の場の確保、そしてため池の危険性の除去という、ダブルの面から考えて非常に妥当な提案だというふうに考えて賛成をいたします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに賛成、反対の御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第47号、平成27年度南部町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

賛成、反対の御意見がございました。起立によって決したいと思います。

議案第47号は、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

○議長（秦 伊知郎君） 以上をもちまして今期臨時会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。

よって、第3回南部町議会臨時会を閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。これもちまして平成27年第3回南部町議会臨時会を閉会いたします。長時間、御苦勞さんでした。

午後1時10分閉会
